6　委員会の運営

この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めることとした。（第八条関係）

7　施行期日等

この政令は、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成二五年法律第八二号。以下「法」という。）の施行の日（平成二六年三月一日）から施行し、法附則第一六条第一項の政令で定める日限り、その効力を失うこととした。

◇独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（政令第三九号）（原子力規制委員会）

1　関係政令の整備等

独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成二五年法律第八二号。以下「法」という。）の施行に伴い、関係政令の規定の整備を行うとともに、原子力規制委員会独立行政法人評価委員会令（平成二四年政令第二三三号）を廃止することとした。（第一条～第一八条関係）

2　経過措置

㈠　法第一条の規定により国が承継する独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）の資産及び債務の帰属する会計を定めることとした。（第一九条関係）

㈡　法第一条の規定により機構が解散した場合における解散の登記の嘱託等について定めることとした。（第二〇条関係）

㈢　機構の解散前に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成一三年法律第一四〇号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成一五年法律第五九号）の規定に基づき機構がした行為等について、所要の経過措置を定めることとした。（第二一条、第二二条関係）

㈣　法附則第一六条第一項の政令で定める日は、平成二七年三月三一日とすることとした。（第二三条関係）

㈤　法附則第一九条の規定による改正後の特別会計に関する法律（平成一九年法律第二三号）の規定について、所要の経過措置を定めることとした。（第二四条関係）

3　施行期日等

㈠　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項、第三項関係）

㈡　この政令は、法の施行の日（平成二六年三月一日）から施行することとした。

◇国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（政令第四〇号）（厚生労働省）

1　国民健康保険の保険料の後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額（現行一四万円）を一六万円に、介護納付金賦課額に係る賦課限度額（現行一二万円）を一四万円に引き上げることとした。

2　被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について、当該額の五割を減額する基準については二四・五万円を乗ずる被保険者数に世帯主を含め、当該額の二割を減額する基準については被保険者数に乗ずる金額を四五万円とすることとした。

3　高額療養費制度及び高額介護合算療養費制度において、自己負担限度額が低く設定される低所得世帯の判定基準のうち、特例対象被保険者等の属する世帯を対象に設定している判定基準の特例について、2に伴う所要の改正を行うこととした。

4　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇防衛省の職員の配偶者同行休業に関する政令（政令第四一号）（防衛省）

1　防衛省の職員の配偶者同行休業に関する所要の事項については、第二条に定めるほか、一般職の国家公務員の例によるものとすることとした。（第一条関係）

2　国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の施行に伴い、防衛省の職員について、配偶者同行休業をすることができない職員の範囲を定めることとした。（第二条関係）

3　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。（附則第二条～第五条関係）

4　この政令は、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の施行の日（平成二六年二月二一日）から施行することとした。

政　令

政令第三十七号

独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成二十五年法律第八十二号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行期日は、平成二十六年三月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

旧独立行政法人原子力安全基盤機構評価委員会令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年二月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十八号

旧独立行政法人原子力安全基盤機構評価委員会令

内閣は、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成二十五年法律第八十二号）附則第十六条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年二月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三